

# 教育委員会議事録

令和2年5月臨時会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録  
(令和2年5月臨時会)

- 1 日 付 令和2年5月8日(金)
- 2 場 所 えびなこどもセンター201会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 平井 照江  
教育委員 海野 恵子 教育委員 酒井 道子  
教育委員 濱田 望
- 4 出席職員 教育部長 伊藤 修 教育部次長 萩原 明美  
参事兼教育総務課長 中込 紀美子 就学支援課長 小林 丈記  
専任参事兼教育支援課長 和田 修二 学び支援課長 山田 敦司
- 5 書 記 教育総務課長補佐兼総務係長 栗本 欣幸 教育総務課主事 湊 大輝
- 6 開会時刻 午後3時20分
- 7 付議事件
- 日程第1 報告第4号 海老名市立小学校及び中学校の臨時休業について
- 日程第2 報告第5号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について
- 日程第3 報告第6号 令和2年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について
- 日程第4 報告第7号 令和2年度海老名市一般会計補正予算(第1号)のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について
- 日程第5 報告第8号 令和2年度海老名市一般会計補正予算(第2号)のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について
- 日程第6 報告第9号 令和2年度海老名市一般会計補正予算(第3号)のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について(非公開事件)
- 日程第7 議案第26号 令和3年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について
- 8 閉会時刻 午後4時55分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会5月臨時会を開会いたします。

本日、ただいまの時点で傍聴の希望はございません。途中で希望があった場合、そのタイミングで入っていただくこととなりますけれども、今は傍聴人なしということで進めさせていただきます。

今会の署名委員は、濱田委員、海野委員にそれぞれよろしく願いいたします。

-----

○伊藤教育長 それでは、報告事項に入ります。

日程第1、報告第4号、海老名市立小学校及び中学校の臨時休業についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 報告第4号、海老名市立小学校及び中学校の臨時休業についてでございます。本件につきまして、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し指定したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

この理由といたしましては、1ページの報告理由をご覧ください。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎ、児童生徒の健康、安全を確保することを目的といたしまして、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第3条第1項第8号の規定に基づき臨時休業日を指定したためでございます。

資料をおめくりいただきまして、3ページをご覧くださいと存じます。資料といたしまして、海老名市立小学校及び中学校の臨時休業についてでございます。概要ですけれども、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第3条第1項第8号の規定に基づきまして、海老名市立小学校及び中学校の臨時休業日を指定いたしまして、同規則第3条第3項の既定により、告示を行ったところでございます。

理由につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

3の期間でございます。まず(1)といたしまして、令和2年4月18日土曜日から令和2年5月6日水曜日までにつきまして、4の(1)をご覧くださいと思います。この4月18日から5月6日までにつきまして、4月7日に指定したところでございます。続きまして、3の期間の(2)をご覧ください。令和2年5月7日木曜日から令和2年5月31日日曜日までにつきましては、令和2年5月5日に指定したところでございます。この2段階の

臨時休業日の指定によりまして、臨時休業期間は令和2年4月6日から令和2年5月31日となるものでございます。

4の教育長の臨時代理の(1)をご覧ください。令和2年4月7日に国の緊急事態宣言が発令されたことに伴いまして、臨時に代理し、指定したものでございます。続きまして、令和2年5月5日につきましては、国の緊急事態宣言の延長がなされたことに伴いまして、海老名市立小学校、中学校の臨時休業日につきましても延長したところでございます。

資料をおめくりください。資料の5ページと資料の7ページにつきましては、この臨時休業日の指定に伴いまして告示を行いましたので、告示文を添付させていただいたところでございます。

説明は以上です。

○伊藤教育長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

このような形で、通算で言うと3月2日からの臨時休業で、3月が令和元年度分で、年度末と年度初めの休業、通称春休みも含めて休業期間となりました。期間中だけれども、始業式、入学式は行ったところでございます。それで、そのままずっと引き続きで5月31日ですから、春休みを含めておよそ3か月間の臨時休業という今の状態でございます。

本当に教育の歴史が始まって以来のことでございます。戦時中も形を変えて、授業はなかったこともあるのですけれども、学校自体は途絶えていなかったのも、そういう意味で本当に初めてのことなのです。そういう中で子供たちがどう過ごしているか、あとは学習権をどう保障できているのかとか、生活支援という意味でも集団生活というのが学校の1つの目的でもあるので、そういうことができなくなっている状況です。あと、家庭ということであると、本当に心配なのは各家庭で状況がかなり異なっていますので、子供たちは学校に来ると家庭環境の差がなく、みんなが平等に授業を受けて、給食も提供されたりする中で生活していますので、それがこの期間ないというのは、そこで過ごす子供たちの成長には本当に大きな影響を及ぼしているのだろうと感じているところでございます。

教育委員会として、教育委員さん方も本当に心配でしょうけれども、この期間、どのような子供たちへの生活支援とか学習支援ができているかというのは、皆さんのお手元にありますこのタブレットがもう1年ぐらい早く子どもたちに行き渡っていたら、また違ってくるだろうかという思いはあります。ただ、例えばタブレットで授業をやったとしても、

子供たちが教師との関係で1対1とか、集団でも声を掛けてもらって、それに反応したりするというのは、また全然違った意味でありますので、それがこの3か月間ないというのは初めてのことなので、その影響がどうか。学校が始まった後にそれをどのようにして回復していくかというのも1つの大きな問題なのかと考えているところでございます。何か皆さんのほうからございますか。

○平井委員 休業が始まってから3か月間なのですが、折々には校長会議等で様々な報告をしてくださっていると思います。校長たちが集まってくださったときに学校として課題となっているのはどんなところなのか。

○伊藤教育長 今、実を言うと教職員も、勤務を大体2から3ぐらいのグループに分けているような状況だということでございます。あとは、具体的に言うと、学習課題をどのように伝えるかということで、新型コロナウイルスの感染防止をする中で、先生たちも電話を試みたり、ポスティングを試みたり、様々な方法で声をかける。要するにどんな方法をやれるかということでは様々な工夫して、学校ごとに取組を行っているということでございます。どのような形になるかわかりませんが、学校の先生方への応援メッセージがもうすぐ市のホームページにアップされます。遅いかもかもしれませんが、このタイミングでアップされます。各学校を回ると、今日も杉久保小学校に行ったら、杉久保小学校の教員たちはみんなで集まってビデオを作って、そういう子供たちに関わる仕事を実際にすごく楽しんでいるということで、先生たちは早く子供たちに来てほしいと思っているのです。現実には、今どのように子供たちを支援できるかということは1つの課題にはなっています。

○平井委員 あと、保護者がこの長い期間をどんなふうに受け止めているかという情報等は入ってきていますか。

○伊藤教育長 保護者のほうからどう受け止めるとかはないですけども、例えば、延長されるとかそういう機会のたびに保護者から届く声は、今の状況では感染のリスクがあるので、学校に子供を行かせることはできませんという言葉が当然あります。早く学校を再開してくれという声ではなくて、例えば、海老名市教育委員会がもしここで学校を再開するなんて言ってもうちの子は絶対行かせませんと、そういう本当に心配なさっている保護者の方の声が結構届いています。

心配されている虐待とかのケースについては、前と全然差異がないのです。ただ、実際、今まで発覚したのは学校に子供たちが来て先生たちが見つけたとか、そういうことが

多かったので出てこないのではないかなど。だから、もしかすると、6月に学校を再開すると出てきたり、この後、再開することで様々なことが見えてくるのではないかということで、そういう意味で学校という立場のところが心のケアを十分しないといけないかなど感じています。

○海野委員 1点、子供の安全のためには休業するのもやむを得ないかなと思います。なので、今、学校でも先生方には、学校が始まった段階で、今子供たちが自宅学習してきたことについてどのようにフォローしてあげられるかという指導方法を検討していただければと思います。先生たちも毎日学校で様々なことに取り組んでいらっしゃるのでしょうけれども、緩和された後のこともこれから考えていただく時間を確保してほしいと思いますので、よろしくお願いします。

○酒井委員 休業がずっと続いて、私も保護者なので心配だなという気持ちもあったのですが、3月のどんな病気かもよく分からないという状態から少しずつ分かることも増えてきて、薬も先日認可されたものもできて、だんだんこの病気と付き合いながら社会を進めていくということを視野に入れていろいろなことを決めていかないといけないのかなど、最近、少し考えが変わってきました。eライブラリを小学校も導入してくれたというご連絡もいただいて、そういうのをどんどんこれから進めていかないと、第2波とよく言われるものが来てしまったときに、また学校が休業になって何も無いという状態になるのだけは避けていかないといけないなと思うので、そういう取組をこの休業期間中に進めていただけたのは本当によかったと思います。

各家庭のインターネットの接続状況なども調べていらっしゃると思うのですが、どういう状況なのか分かる範囲で教えていただいてもいいですか。iPadも貸し出しされているということなので。

○伊藤教育長 家庭のICT環境について情報を出してください。

○教育支援課長 各家庭のインターネット環境を調査したというわけではないのです。ただ、こちらとして保護者の方にアナウンスしたのは、パソコン、タブレット等を利用してインターネット教材が活用できない場合は、学校所有のiPadを積極的に貸し出しますので、ぜひご相談くださいということでご相談いただいているところです。今現在、数としては200件以上はお問い合わせいただいて、実際に貸し出しているところがございます。

○酒井委員 そういうふうに少しずつ話が進んでいくと、もう1度、第2波がきたときに

いろいろと対策を進めていきやすくなるのかと思います。あと、学校の設備自体も換気とかをもっと強くしないとなかなか再開は難しいのではないかという話も、それはテレビで見たときにそうなのかと思いました。例えば、今1クラスで決まっている人数があるかと思うのですけれども、いわゆるソーシャルディスタンスを気にすると何人くらい入れるのかとか、換気設備を追加でつけたほうがいいのかとか、そういうご検討というのはどうでしょうか。

○伊藤教育長 今学校と話す中で私が示したのは、教室の中には大体20名が最大値だろうと。だから、先ほど酒井委員がおっしゃったように、この感染症と付き合いながら教育活動を進めるのが大前提に今度なるので、今やっているのは多分半分、クラスを二分してやるような形で、換気については、夏は暑くなるけれども、学校は換気がいいので、窓を開けるしかないかなと単純に思っているのですけれども、様々な方法を考えざるを得ないかなと思っています。でも今、学校の教室は、1つの基準というのは20名以下でやるということ。そうすると、子供たちは完全に二分される。大体1クラス30名ぐらいいますので、半分の15名。1クラス40名の学校は本当に限られていますので、2で割ると結果的に大体1クラス15名ぐらいで授業せざるを得ないかなと。

○酒井委員 例えば、それも月曜、水曜、金曜と分けるという方法もあると思うし、例えば、午前中の3時間、午後の3時間というふうに午前チームと午後チームと分ける方法を取っている国もあるので、参考にしながら良い方法を見つけていただければと思います。

○伊藤教育長 文部科学省の考え方では、午前も午後も両方とも給食が出るのです。だから、午前の子は給食を食べたところまでで、午後の子は給食から始まるような形、保護者にとっては食の負担は大きいとのことなので。やり方は様々ありますが、とにかく子どもたちや保護者のために食を確保したいというのはあります。

でも、確実にこの後学校が再開になっても、私が校長たちに対策会議で言うのは、今、新しい生活様式とかになると、学校も今までと違った新しい学校の形をつくらないと乗り切れない。前と同じだという感覚でやらないで、新型コロナウイルスと付き合いながら学校教育を進める形を今のうちに、実を言うと来週の対策会議では、その形を確立しようかと思っているのです。今、校長会議で話し合ってもらっています。

○濱田委員 2点質問です。9月入学式とか始業式とかという話題がありましたけれども、それを踏まえて対策会議ではいろいろ検討をなさっていると思うのですが、いつまで

だったらぎりぎり年度内に教育課程を修了させることができるのかなというのが1点です。もう1点は、3か月間ほとんど学校施設が使われていないと思うのです。施設の管理とかチェックをしないといろいろ傷んでいたり、使用しないでずっと置きっ放しになっているようなものが大丈夫かなというのが心配です。

○伊藤教育長 1点目は、5月31日、今月、この期間なら、今年度中に、大分子供たちとか先生方に無理させることになるのですけれども、夏休みの短縮と2学期の土曜日、冬休みの短縮で授業、教育課程とか時数の分は回復することが可能だと思っています。ただ、今の状況のまま6月まで入ったとして、私の頭の中で6月の2週目まではぎりぎり何とか頑張れるかもしれないけれども、それを過ぎたら今年度中に授業は終わらないです。ですので、そうなった場合は本当に国全体としての課題になるかと思います。ただし、問題なのは、今の時点で既に進んでいる長野県や岩手県は予定通り終わると思うのです。そのとき国家的にどのような形になるのか。恐らく教育課程という段階だと格差が出ていると思うのです。1か月授業をした学校と1か月やらなかった学校で、地域の格差は出ることになるかなというのはちょっと心配しています。ただ、海老名市としては5月31日なら年度内に何とかなると考えております。

あと、学校施設については濱田委員の意見を聞いて、その辺を施設の担当のほうで点検したい。夏休みが終わると、先生方も水道を出しっ放しにして水を流したり、いろいろ準備をします。前回のときも、学校再開のときはみんなで消毒してとか、1回、春休みにみんな各学校で行ったのですけれども、同じように設備のほうも点検しないといけないかと思っています。

○濱田委員 特に業者さんに絡むところが、業者さんも手いっぱいになってしまうと思うので、早め早めに手を打たれたほうがいいかなと思います。

○伊藤教育長 それでは、この件についてはよろしいでしょうか。また、情報は差し上げますので、いろいろご意見をいただけたらと思います。

それでは、報告第4号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって日程第1、報告第4号を承認いたします。

---

○伊藤教育長 次に、日程第2、報告第5号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてを議題といたします。



説明をお願いします。

○**教育部長** 報告第5号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてでございます。こちらにつきましても、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。報告理由といたしましては、令和2年3月31日付及び令和2年4月1日付で人事異動を発令したためでございます。

資料をおめくりください。資料の11ページからが教育委員会関係職員人事異動内訳でございます。

おめくりいただきまして、資料12ページをご覧ください。令和2年3月31日付でございます。別府裕二、潮田佑介、住田晶子、大矢貴史の4名につきましては、旧所属がそれぞれ就学支援課、教育支援課の主幹、副主幹、兼指導主事で行ってまいりました。令和2年3月31日付で新所属として神奈川県に戻るものでございます。

続きまして、13ページをご覧ください。令和2年4月1日付の昇格・昇任・転入者等でございます。まず、次長・専任参事級といたしまして、和田修二教育部専任参事兼教育支援課長兼指導主事が昇任でございます。課長級4名でございます。今井康生教育総務課施設担当課長兼施設係長が管財課主幹兼営繕係長から異動と昇任でございます。栗本欣幸、押方みはる、山田敦司の3名はそれぞれ昇任で、栗本欣幸は教育総務課長補佐兼総務係長、押方みはるは教育総務課主幹兼文化財係長兼郷土資料館長兼歴史資料収蔵館長、山田敦司は学び支援課長兼若者支援室長事務取扱の辞令を交付したところでございます。係長級は6名でございます。まず、小野健太郎は、下水道課から昇格を伴いまして、就学支援課健康給食係長でございます。土屋葉子は、係長発令で教育支援課指導係長でございます。鈴木真は教育支援課副主幹、小菅舞夕子は昇格で教育支援課副主幹でございます。足立原洋は、係長発令で、学び支援課学び支援係長でございます。見富恵子につきましては昇格で、学び支援課副主幹でございます。主査級でございます。介護保険課から就学支援課主査として上條加奈子就学支援課主査でございます。主任主事級が2名です。まず、地域づくり課から異動で吉野茜教育総務課主任主事、続きまして、昇格で瀧澤美穂子就学支援課主任主事でございます。主事級といたしまして4名、こちらは全て異動でございます。小川恭平教育総務課主事、野地孔明就学支援課主事、花上若乃学び支援課主事、小谷田宏紀学び支援課主事でございます。技能労務職といたしまして、川井佐由利教育総務課用務員は昇格でございます。

続きまして14ページでございます。新採用職員といたしまして、楠本彩乃教育総務課主事補、宇都宮優花教育総務課主事補、岡田拓海就学支援課主事補、この3名が新採用職員でございます。続きまして、猪熊直樹、宮台英治、2名につきましては任期付職員のフルタイムの任期更新でございます。続きまして、再任用職員主事級といたしまして、池田学教育総務課主事、長田茂美就学支援課主事、久保伸司教育支援課主事は任期の更新でございます。続きまして、磯川みち代、比留川玲子、渡邊恵子、畑野紀美子、深典子の5名は教育総務課用務員といたしまして辞令を交付したところでございます。続きまして、前田潤子、町田誠祐、三村早織、村田大介、石田裕、5名につきましては神奈川県から市の職員といたしまして採用でございまして、それぞれ指導主事の兼務でございます。

続きまして、15ページが兼務者でございまして、課長級といたしまして武井慶博、繁谷純子、岡田卓子につきまして、教育委員会の併任辞令を交付したところでございます。係長といたしまして藤本理恵、主査級といたしまして中嶋純一、主任主事級といたしまして伊藤景子、田邊千恵子、主事級といたしまして服部愛香、新採用職員につきまして小林美緒、再任用職員につきまして横山丘明、神部孝志、いずれにつきましても兼務者といたしまして併任辞令を交付したところでございます。

16ページにつきましては4月1日付で教育委員会事務局から市長部局に転出した外村智昭、大澤英和、向原崇英、工藤摩織、大乘文哉、谷田久美、中村匠、この7名につきまして新たな所属といたしまして別記のとおり市長部局に転出したところでございます。

説明は以上です。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

これについては人事異動というご報告でございますので、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、報告第5号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、報告第5号を承認いたします。

---

○伊藤教育長 次に、日程第3、報告第6号、令和2年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○**教育部長** 資料17ページをお開きください。報告第6号、令和2年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱についてでございます。本件につきましても、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し委嘱したので、報告をさせていただくものでございます。

資料をおめくりください。資料の19ページをご覧ください。まず、1点目が海老名市奨学生選考委員会委員の委嘱についてでございます。海老名市奨学生選考委員会委員につきましては、海老名市奨学生としての適否及び理由その他必要な事項に係る協議を行うものでございます。委嘱期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日まででございます。人事異動、役員改選等による辞職に伴う新規委嘱でございます。新たに委嘱を受けるのがこちらに記載の3名、村井敏男、成岡誠司、鈴木恭子の3名でございます。備考欄にその役職を記載させていただいているところでございます。

資料をおめくりいただきまして、21ページをご覧ください。21ページが海老名市奨学生選考委員会委員名簿で、こちらの番号1、8、9の3名につきまして令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間の委嘱を行ったところでございまして、任期につきましては前任者の残任期間でございます。

続きまして、資料の23ページをご覧ください。海老名市立小中学校学校運営協議会委員の委嘱についてでございます。学校運営協議会委員は学校運営への必要な支援及び協力を行うものでございまして、委嘱期間につきましては令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間でございます。提案理由といたしましては、辞職及び任期満了に伴う継続、また新規の委嘱でございます。

資料をおめくりください。資料の25ページから各校の学校運営協議会委員名簿を添付させていただいております。25ページが海老名小学校で11名の委員でございます。資料26ページは東柏ヶ谷小学校で17名、資料27ページは社家小学校で19名でございます。資料28ページは杉久保小学校で10名でございます。今回はこの4校の学校運営協議会委員につきまして委嘱を行いましたので、報告とさせていただくものでございます。

続きまして、29ページが海老名市教育支援センター運営協議会委員の委嘱についてでございます。海老名市教育支援センター運営協議会委員は、海老名市教育支援センターの事業を適正かつ円滑に進めるために設置される委員でございます。委嘱期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間でございます。人事異動による辞職に伴う新

規委嘱でございます。新たに委嘱を受けるのがこちらの2名でございます、村木真也海老名警察署生活安全課長と山川勇杉久保小学校長でございます。資料の31ページをご覧ください。令和2年度海老名市教育支援センター運営協議会委員名簿を添付させていただいております。今回委嘱を行ったのはナンバー1の村木真也、ナンバー4の山川勇の2名でございます、任期は前任者の残任期間といたしまして令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間でございます。

続きまして、資料の33ページをご覧ください。海老名市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱についてでございます。こちらの委員は、いじめの防止等に関係する組織及び団体の連携を図ることを目的として設置するものでございまして、委嘱期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までで、人事異動による辞職に伴う新規委嘱でございます。村木真也海老名警察署生活安全課長、成岡誠司中学校長の代表でございます。資料35ページに海老名市いじめ問題対策連絡協議会委員の名簿を添付させていただいております。今回はナンバー1の村木真也、ナンバー2の成岡誠司両名に対しまして、前任者の残任期間であります令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間の委嘱を行ったものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○伊藤教育長 非常勤特別職として海老名市奨学生選考委員会委員、それから学校運営協議会委員4校分、海老名市教育支援センター運営協議会、海老名市いじめ問題対策協議会委員という非常勤特別職の委嘱ということで、ほとんどは1つの学校枠だったり、警察の方とか様々、異動がある中でそれが替わったということで新たに委嘱するというところでございますけれども、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

浅井教育支援担当課長、委嘱はするのだけれども、この今の状況で海老名市教育支援センター運営協議会とかは、結果的に1学期間の分の会議はみんな延期か中止になっているのだよね。

○教育支援課担当課長 5月20日と6月29日がありましたが、中止にいたしました。

○伊藤教育長 現在は人を集められない状況なので、そのような対応になったと。ただ、海老名市奨学生選考委員会だけは、奨学金の給付を遅らせることはできないので、これは集まってもらうのですよね。

○就学支援課長 教育委員会からは例年どおり諮問して、海老名市奨学生選考委員会委員の皆様には集まっていただいて、選考するということになりました。ただ、面接ではなく

書類選考を考えています。

○伊藤教育長 できれば書類審査でということで、そういうものも本当に違ってくるので、また、特に奨学金は教育委員の皆様が集まっていただいて、またご審議いただくことになると思いますけれども、よろしくをお願いします。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ご質問等がないようなので報告第6号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。日程第3、報告第6号を承認いたします。

○伊藤教育長 次に、日程第4、報告第7号、令和2年度海老名市一般会計補正予算（第1号）のうち教育に係る部分に関する意見の申し出についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 資料37ページをご覧ください。報告第7号、令和2年度海老名市一般会計補正予算（第1号）のうち教育に係る部分に関する意見の申し出についてでございます。本件につきましても、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、臨時に代理し意見の申出を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、資料の39ページをご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申し出を行ったものでございます。本件につきましては4月6日付で市長から意見を求められたものでございますが、令和2年第2回海老名市議会臨時会が4月10日に開催されるため、急施を要することから教育長が臨時に代理し、申出を行ったものでございます。

資料をおめぐりいただきまして、資料の41ページにつきましては海老名市長から海老名市教育委員会宛てに意見を求めることについての文書を添付させていただいております。

43ページは海老名市教育委員会から市長に異論がない旨回答した資料を添付させていただいております。

補正予算の内容につきましては、45ページをご覧くださいと思います。今回の令和

2年度海老名市一般会計補正予算（第1号）の教育委員会所管部分でございまして、今回は歳出予算でございます。内容につきましては2点ございます。

まず1点目といたしまして10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費の中のプログラミング教育推進事業費、所管課は教育支援課でございます。補正額は1,800千円でございます。説明欄をご覧ください。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、学校教育活動休止に配慮し、児童が自宅で学習できる環境を早急に整えますということで、今回につきましてはeライブラリを小学校12校に対しまして導入する経費といたしまして1,800千円を計上したところでございます。12校と申しましたが、13校のうち有鹿小学校につきましては、既にひびきあう教育研究推進事業費の中で、特色ある取組加算といたしまして別に予算措置されております。有鹿小学校につきましては独自でこのeライブラリの導入を図っておりますので、残りの12校に対しましてこのeライブラリを導入するために、1校当たり150千円といたしまして1,800千円の補正予算として計上したところでございます。

2点目といたしまして、学校給食費の中の収納事務経費でございます。所管課は就学支援課で補正予算額が324千円でございます。説明欄をご覧ください。市内小中学校の臨時休業に伴いまして、令和元年度に提供予定でありました給食を提供しなくなったことから、学校給食費を保護者へ還付することとなりました。1人当たり13食で3,100円でございます。こちらの金額を保護者へ還付するものでございますけれども、この還付を行うに当たりまして、還付金を振り込む振込口座が不明な保護者がいらっしゃいます。令和元年度の出納整理期間が令和2年5月31日まで設けられておりまして、この出納整理期間内に還付、要はお金をお返しする際には、令和元年度の歳入からお金を返すことができますけれども、振込口座が不明な場合には、その出納整理期間を超えて令和2年6月1日以降に学校給食費を還付するようなケースが想定されます。そのような際には令和元年度の出納が閉鎖されておりますので、令和2年度の予算として計上することによりまして、保護者に学校給食費を返還するということが生じますので、今般、収納事務経費といたしまして324千円を計上したところでございます。

なお、この補正予算（第1号）につきましては、令和2年第2回海老名市議会臨時会におきまして可決されているところでございます。

説明は以上です。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ありましたら願

いたします。

○酒井委員 令和元年度の給食費のお話は分かりやすく説明していただいてよく理解できたのですが、令和2年度になって4月、5月の提供されなかった給食費の取扱いというのはどうなっているのか教えていただけますか。

○就学支援課長 現状の事務を進めているところと言うと、本来だったら5月15日に通知が発送されて6月1日に第1期分の納入をしてもらう、その期限が決められているのです。それは例規により決まっているところなのですが、現在、教育部内でも、庁内でも調整をさせていただいているところで、4月分、5月分の提供できなかった給食費については、今後は保護者に6月1日の納期には負担してもらわないという方向で調整しているところです。

それで、この4月分、5月分の臨時休業、先ほど教育長からも教育課程のことでお話がありましたけれども、年間44千円に対して185日の基準日を設けているところなのです。6月に学校が再開し、給食を提供できる準備を引いても基準日185日は提供できるという準備はしています。なので、給食費44千円については、検討した上で保護者に納期限を決めて納めてもらうというところで、準備をこれから進めていくところです。

○酒井委員 後ろにずらす形ということですね。分かりました。

○伊藤教育長 要するに、夏休みや土曜日でも学校で給食を出すような方向で考えると、基準の44千円で185日分は確保できそうな感じなのです。ただ、納付の手続、要するにお金を支払ってもらう最初は6月1日が支払い日になるのです。そのときに保護者の気持ちとして、年間としては同じだけ確保できるのだけれども、それをどのように感じるかという中では、県内他市でもその分の給食は市が賄うとかという方針を既に出している市もありますので、それは今、庁内の中で検討しているところでございます。そのような形です。

○酒井委員 おっしゃったとおり、食べていないのに引き落としだけかかるというのはちょっと抵抗のある方も多いと思うので。

○伊藤教育長 数的には確実にやれるのだけれども、その辺が気持ちとしてどうなのかなというのはあります。

○酒井委員 保護者の方は、よかったと思われる方も多いと思うので、ありがとうございます。

○伊藤教育長 ただ、後から食べた分はちゃんと支払っていただきますので。

ほかにはいかがですか。これは補正予算としてもう既に認められていますので、大変申

し訳ございませんけれども、報告ということでご了承いただきたいと思ひます。

ご異議なしと認めますけれども、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 日程第4、報告第7号を承認いたします。

---

○伊藤教育長 次に、日程第5、報告第8号、令和2年度海老名市一般補正予算（第2号）のうち教育に係る部分に関する意見の申し出についてを議題といたします。

よろしくお願ひします。

○教育部長 資料47ページをお開きください。報告第8号、令和2年度海老名市一般会計補正予算（第2号）のうち教育に係る部分に関する意見の申し出についてでございます。本件につきましても、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し意見の申出を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

資料49ページをご覧ください。概要につきましては先ほどと同様で地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて意見を求められたため、異論なしとして申し出を行ったところでございます。

2の教育長の臨時代理をご覧ください。令和2年度海老名市一般会計補正予算（第2号）につきましては、4月30日付で市長から意見を求められたところでございますけれども、補正予算（第2号）の補正予算案につきましては、令和2年5月1日付で専決となる予定であるため、急施を要したことから教育長が臨時に代理し申出を行ったものでございます。

6のスケジュールをご覧ください。4月30日付で市長から意見を求められたところでございますけれども、令和2年5月1日に地方自治法第179条第1項に基づく専決処分といたしまして、この補正予算が成立しております。この地方自治法第179条第1項というのは、本来議会の議決を経るべき案件、補正予算案というのは本来議会の議決を経るべき案件なのですけれども、議会を開会する時間的な余裕がないような場合には、この地方自治法第179条第1項に基づきまして、長の権限、いわゆる市長の権限といたしまして補正予算を成立させることができます。今回の補正予算（第2号）につきましては、海老名市といたしまして、新型コロナウイルス対策として国や県の制度にのっとりた予算措置について早急に補正予算を成立させて、市民の皆様に市民サービスの提供を行うというような趣



旨から5月1日に専決処分がなされております。この専決処分に基づきまして、地方自治法第179条第2項に基づいて、専決処分した内容を次の議会で報告する義務がございますので、5月11日、来週月曜日の海老名市議会臨時会におきまして、この補正予算につきましては報告されることとなります。

資料をおめくりいただきまして、この補正予算（第2号）の内容をご説明いたします。資料55ページをお開きください。海老名市一般会計補正予算（第2号）の教育委員会所管部分でございます。55ページが歳入でございます、国庫支出金と諸収入といたしまして学校臨時休業対策費補助金がありますけれども、こちらにつきましては歳出事業に伴いまして受ける補助金等でございますので、先に歳出事業を説明させていただければと思います。

56ページをお開きください。56ページ、57ページが歳出でございます、まず1点目が10款、教育費、1項、教育総務費、3目、学校給食費の中の学校給食調理経費といたしまして1,813千円、所管は就学支援課でございます。こちらにつきましても説明欄をご覧くださいのすけれども、新型コロナウイルス感染症拡大防止による小中学校の臨時休業に伴いまして、神奈川県学校給食会に対しまして、令和2年3月分、いわゆる令和元年度の給食における食材キャンセル料を支払うものでございます。こちらの神奈川県学校給食会に対して支払う食材キャンセル料につきましては、米飯やパン等でございます。こちらにつきまして1,813千円支払います。

続きまして、2項、小学校費、1目、学校管理費の小学校健康管理事業費と3項、中学校費の中学校健康管理事業費につきまして、併せて説明をさせていただきます。まず、小学校健康管理事業費につきましては補正予算額91千円、中学校健康管理事業費につきましては補正予算額46千円で、いずれも所管課は就学支援課でございます。説明欄をご覧ください。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う防止対策として、児童生徒の健康、安全のために非接触型体温計を小中学校に設置するため、補正予算として計上いたしまして、この非接触型体温計を購入するものでございます。

続きまして、57ページが社会教育費、社会教育総務費の中の学童保育支援事業費でございます。こちらにつきましては所管課は学び支援課で、補正予算額が145,311千円でございます。説明欄をご覧ください。新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、国の令和2年度補正予算によりまして、令和元年度に財政措置された放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育クラブの事業に対する補助の継続、また、補助メニューの追加がなされ

ました。このことから、当市におきましても市内学童保育クラブ事業所に対する支援を実施するため、学童保育クラブに支払う補助金の増額を行うものでございます。金額は145,311千円ということで、通常の学童保育クラブの開所時間等を超えて開所するようなケースに対しまして、国が補助金を創設して市に補助金を支払います。市といたしましては、その補助金を財源として学童保育クラブに補助金を交付するという内容でございます。

歳入に戻っていただきたいと思います。55ページをお開きください。まず、国庫支出金、国庫補助金の中の小学校保健特別対策事業費、中学校保健特別対策事業費につきましては、先ほど申し上げました小学校及び中学校に非接触型体温計を購入する経費の財源といたしまして国から補助金がそれぞれ45千円と22千円交付されるものでございます。続きまして、国庫補助金の中の子ども・子育て支援事業費の補正額が145,311千円で学び支援課でございますけれども、こちらにつきましては、市が学童保育クラブ事業者に補助金を交付するに当たりまして、その財源として国から補助金が145,311千円交付されるという内容でございます。

20款、諸収入、雑入の中の学校臨時休業対策費補助金、就学支援課でございますけれども、2,362千円につきましては、先ほど申し上げました食材のキャンセル料ですとか、保護者への学校給食費の返還等の経費に対しまして補助金が交付されるものでございます。

以上が海老名市一般会計補正予算（第2号）のうち、教育委員会所管部分でございます。以上です。

○伊藤教育長 補正予算（第2号）についての説明がありましたけれども、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○酒井委員 歳入の子ども・子育て支援事業費の説明が空白になっているのですけれども、これは抜けているだけというのか、57ページにある学童保育支援事業費の事業分の費目ということですよ。数字がそのままですものね。

○教育部長 申し訳ございません。歳入の55ページの説明欄につきましては記載漏れでございます。今回、この歳入が145,311千円で、57ページの歳出、学童保育支援事業費が同額の145,311千円ですので、国が10分の10、この学童保育支援事業費に対しまして補助金を交付するということです。57ページの145,311千円と55ページの145,311千円は対になる、事業費とその財源というものでございます。

○伊藤教育長 ほかにはいかがですか。説明欄に記載漏れがございました。

- 酒井委員 ほかは書いてあるからどうして抜けているのかなど。分かりました。
- 濱田委員 この予算資料というのは教育費だけ抜粋してつくられたのですか。歳入の国庫支出金の約14,000,000千円というのは何かほかにあるのですか。
- 教育部長 今回の国庫支出金の約14,000,000千円というのは、今回の補正予算（第2号）の内の、教育委員会所管部分ではない、市民1人当たり100千円の交付金分といたしまして約13,000,000千円がこの欄に入っております。
- 伊藤教育長 ほかにはよろしいですか。教育委員会所管部分のものとしては、学校再開に向けた物品等がございます。中込教育部参事、非接触型体温計購入についてはいかがですか。
- 教育総務課長 発注はかけております。
- 伊藤教育長 わかりました。
- 酒井委員 各校1台ぐらいですか。
- 伊藤教育長 各校1台ぐらいです。本当に在庫がないのです。だから、そういうことを考えると、こういうことを見越して、去年とか2年ぐらい前に、非接触型体温計なんて何のために使うんだよと言われて予算を削られるかもしれないけれども、様々なことを想定してそういうのも既に用意しておく、そういう先を見通す力も必要なのだなど、今回つくづく自分でも思っているのです。マスクなんて今は大分拡充したけれども、腐るものじゃないので、ずっと前に各学校でストックするぐらいのことがあってもよかったのかなど。そういう意味で、今回の新型コロナウイルスで、今は補正予算の第2号、この後、また第3号を報告しますけれども、今年度中に何号になるか分からないぐらい毎月毎月補正予算を上程して、対応していくじゃないですか。この次からはこういうことも、地震とか危機管理のことは大分想定できるようになったので、海老名市でも様々なものを事前に買って用意して、今後、こういうことについても想定して準備していくのは必要なのだなどすごく感じています。今は補正、補正でやっているのだけれども、その前に準備ができると良いですね。でも、そこまで読めないものね。
- 濱田委員 リーマンショックのときも確か何回も補正予算の案件を議会でやりました。10回以上やったと思います。
- 教育部長 今までは10回か11回が海老名市の最高だと思われます。
- 伊藤教育長 予算自体が、逆に様々なものが中止になったので、組み替えせざるを得ない状況に今後なるのではないかなど。みんなでつくり上げた令和2年度予算が相当変化し

てきています。でも、これは仕方がないことだから、こういうこともあるのだなと思ったところでございますけれども、これについては既に専決されていますので、よろしく願いします。

それでは、ご異議なしと認めてよろしいでしょうか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 よって日程第5、報告第8号を承認いたします。

○伊藤教育長 続いて、日程第6、報告第9号、令和2年度海老名市一般会計補正予算(第3号)のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について(非公開事件)を議題といたします。

この件は、令和2年第3回市議会臨時会に上程予定の案件であるため会議を非公開としたいと思いますが、それについて採決をいたします。本案件について会議を非公開とすることによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、会議を非公開といたします。

(非公開事件開始)

(非公開事件終了)

○伊藤教育長 それでは、本日最後の審議案件、日程第7、議案第26号、令和3年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

○教育部長 資料69ページをご覧ください。議案第26号、令和3年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」についてでございます。こちらにつきまして、議決を求めるものでございます。

資料をおめくりいただきまして、71ページをご覧ください。令和3年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」についてでございます。概要ですけれども、県の「令和3年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」を踏まえまして、令和3年度の中学校教科用図書及び特別支援学級用一般図書の海老名市教科用図書採択基本方針を定めたいものでございます。2の海老名市教科用図書採択基本方針は後ほど説明いたします。資料といたしま

して、(1)から(4)につきまして添付をさせていただいております。4のその他の(1)でございます。採択する教科用図書につきましては、令和3年度使用中学校教科用図書と令和3年度使用特別支援学級用一般図書でございます。採択に係る日程につきましてはこちらに記載のとおりでございます。7月に令和3年度使用教科用図書の採択を決定したいものでございます。

資料をおめくりください。73ページをご覧ください。こちらが議決をいただきたい部分でございます。海老名市教科用図書採択基本方針でございます。読み上げさせていただきます。(1)令和3年度の中学校教科用図書及び特別支援学級用一般図書は、神奈川県教育委員会が定める「令和3年義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」に基づき、海老名市教育委員会が採択する。(2)中学校教科用図書については、海老名市教育委員会が設置した海老名市教科用図書採択資料作成委員会の報告を資料とし、種目ごと1種の教科用図書を採択する。(3)特別支援学級用一般図書は、新たな図書を採択するというものでございます。

75ページ以降につきまして、和田専任参事からご説明させていただきます。

**○教育支援課長** 今、ご説明があったように、海老名市教育委員会が採択するに当たって基になる神奈川県教育委員会が定める令和3年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針についてご説明いたします。75ページをご覧ください。なお、説明するに当たり括弧内は省略させていただくとともに、該当する部分のみを読み上げ、説明させていただきます。令和3年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針、神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条の規定に基づき、令和3年度に義務教育諸学校において使用する教科用図書について、市町村の教育委員会の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、教科用図書採択地区内における市町村立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定めるとあります。

77ページをご覧ください。これが答申でございます。1 令和3年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について、(1)小学校、中学校において使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、それぞれの「教科書目録(令和3年度使用)」に登載されている教科書のうちから採択すること。なお、一般図書(特別支援学校・学級用)の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。(2)教科用図書採択地区における教科用図書選定審議会等の諮問機関は、教科用図書の採択に

ついでに審議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。ここで補足をさせていただきます。教科用図書選定審議会等というのは、海老名市では教科用図書採択資料作成委員会という名称になります。(3)は該当しないので割愛します。(4)採択権者は、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択地区における審議会等の委員名、採択にいたる経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。補足をします。採択権者というのは教育委員皆様のことでございます。(5)採択権者は、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保するとともに、採択にあたっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう関係者の意識の啓発に努めること。(6)神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に教科用図書を採択する必要がある場合は、中学校教科用図書調査研究の結果(令和3・4・5・6年度用)等を利用し、採択すること。海老名市の場合はこれに該当しますので、採択には県の調査研究の結果を利用して採択することになります。

2 教科用図書採択基準について、(1)各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択すること。(2)採択権者の権限と責任において、公明、適正を期し、採択すること。(3)採択地区における児童・生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択することとあります。

1枚おめくりください。78ページ、3 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について、市町村教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、採択地区に審議会等を置くことが望ましい。この審議会等の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。(1)教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。(2)教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。(3)審議会等は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。ア 教育委員会、イ 校長会、ウ 教育研究会、エ その他(保護者等)。(4)審議会等には、審議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。(5)調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、審議会等での審議に必要な資料を作成し、報告する。(6)調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。(7)その他、審議会等における必要な事項は、審議会等が教育委員会の意見を聞いて定めることになっております。

4につきましては該当しないので割愛いたします。

79ページ、5 令和3年度使用中学校教科用図書調査研究の観点について、令和3年度使用中学校教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の生徒の学習等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。ア 教科・種目に共通な観点、(ア)教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連、(イ)かながわ教育ビジョンとの関連、おめくりいただいて80ページ、(ウ)内容と構成、(エ)分量・装丁・表記等。イ 教科・種目別の観点、(ア)国語、(イ)書写、(ウ)社会、(エ)地図、(オ)数学、(カ)理科、おめくりいただいて、(キ)音楽、(ク)美術、(ケ)保健体育、(コ)技術・家庭、(サ)英語、(シ)特別の教科道徳と、それぞれの種目において観点が定められております。調査研究はこの観点に従って調査を進めてまいります。

続いて、87ページをご覧ください。これは文部科学省初等中等教育局長から県の教育長へ宛てた教科書採択における公正確保の徹底等についての通知でございます。教科書採択に大きく関わる部分ですので、ご説明をさせていただきます。教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校において使用する教科書については、当該学校を所管する教育委員会が権限を有しています。このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性、透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。4行飛ばします。については、令和元年度における教科書採択の状況調査の結果も踏まえ、教科書採択に当たって、特に留意すべき事項を下記のとおり通知しますので、域内の市町村教育委員会が設置する学校及び教師等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、令和2年度の教科書採択においても、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いいたしますという内容の通知でございます。

これにつきましては、内容は後ほどご覧いただきたいと思いますが、押さえておきたい部分のみご説明をさせていただきます。91ページをご覧ください。一番下の丸です。教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われ

るよう努めること。教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開、非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めることとあります。

続いて、94ページをご覧ください。94ページ下段、2. 教科書採択方法の改善について、(1) 採択権者の判断と責任について、教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、教師等の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずにこれまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教師のみによって決定されたりするなど、採択権者の責任が不明確になることがないように、採択手続の適正化に努めること。公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果を見ると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言い難い。このため、教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることは必要であり。教育長及び委員に適切な教科書見本が提供されることはもちろん、教科書採択に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であることとあります。ここで説明を補足させてください。文中に調査結果とありますけれども、これは教育委員の自宅に教科書見本の全種類を提供している割合は全国で18.2%だそうです。海老名市は、教育委員の皆様のご自宅へ教科書見本をお届けする予定でございます。

続いて、96ページをご覧ください。上段にある(3)です。教科書の採択期限について、義務教育諸学校において使用する教科書の採択については、当該教科書が使用される年度の前年度の8月31日までに終わらなければならないとされていること。(4)に行きます。同一の教科書の採択期間について、義務教育諸学校において使用する教科書については、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされていること。(5)に行きます。教科書採択に関する情報の公表について、下から4行目から、採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。また、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民が容易にその情報を得ることができるよう、公表の時期、方法について不断の改善を図ることとあります。

続いて、97ページの下、3. 令和2年度の教科書採択における留意事項について、(1) 小学校用教科書について、令和2年度においては、基本的に令和元年度と同一の教



科書を採択しなければならないこととありますので、今年度は小学校の教科書採択はございません。(2) 中学校用教科書について、令和2年度においては、中学校用教科書目録(令和3年度使用)に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこととあります。下段に行って、(6) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について、特別支援学級においては、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を採択することができること、これが採択方針にあった一般図書でございます。

続いて、101ページをご覧ください。これは文部科学省初等中等教育局教科書課長から県の教科書関係事務主管課長宛てに通知した採択事務処理の通知でございます。円滑な採択事務処理について十分留意するようにと書かれているものがこちらでございます。

内容については後ほど高覧いただきたいと思います。107ページをご覧ください。これにつきましては、文部科学省が定めている教科書の検定・採択の周期でございます。令和2年度、2020の欄を縦にご覧いただきたいと思います。まず、表の中にある太線は学習指導要領の改訂を表しております。令和2年度のところを縦に見ていただくと、小学校の検定は空欄、採択も空欄ですので、これはどちらも今年はございません。使用開始に白丸がついております。これは昨年度採択をした教科書の使用が開始されるという意味で丸がついております。中学校の欄をご覧ください。検定は空欄、採択のところは白三角がついております。これが今回の教科書の採択を意味することでございます。なお、下段に丸がありますけれども、これは太線の左側に当たる部分ですので、まだ新しい学習指導要領の前の指導要領で今年度使っている教科書ということです。令和元年度に教育委員の皆様は、現在使用している教科書を継続して今年度も使うことを採択されておりますので、その丸がそれを意味しております。なお、平成29年度、小学校の道徳の教科書採択から始まった4年連続の採択の今年度は最終年となります。次回は2023年の教科書採択でございます。

最後に、109ページをご覧ください。これが令和元年度に中学校の教科用図書で検定がされた結果でございます。まず、左側、教科の欄をご覧ください。中学校は全部で10教科ございます。その隣の受理種目というところをご覧ください。全部で16種目ございます。種目ごとに1つ採択するということになりますので、今年度採択する数は16種となります。一番右の欄に教科書の冊数が出ております。全ての種目を合わせると合計で145冊の教科書を調査研究していくということでございます。

説明については以上です。

○伊藤教育長 教科書採択の説明がありましたけれども、採択は、毎年、小学校も中学校も支援級の一般図書も全てやるのですけれども、今年度は学習指導要領の改訂に伴って、中学校を全て新たに採択することになります。来年度から中学校の学習指導要領が実施されるということですので、皆様については145冊の検定を経た教科書から選んでいただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

それでは、説明についてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

○濱田委員 最後の109ページの表の見方、3点3冊とか、1点1冊とか、これは何なのですか。

○教育支援課長 種目国語を例に取って説明させていただきます。「東に書く」と書いてトウショと読むのですが、東京書籍という教科書発行者の略称になります。東書というところが、3点というのは3学年で、1学年1冊の3冊ということになります。同じく三省堂も3冊。教出というのは教育出版の略称、光村は光村図書ということで、4つの教科書発行者から3冊ずつの教科書が検定を済ませておりますので、合計12冊ということになります。

○濱田委員 各学年の3点ということですね。点数かと思いましたが。そうじゃないのですね。分かりました。ありがとうございます。

○伊藤教育長 1年生、2年生、3年生ありますので。出版社が多ければ多いので、数学だと7つ出版社がありますので、これだけの数になるという。

○海野委員 採択に関わる日程のところを説明していただけますか。担当者会議とかはどのようなことをされるのか。71ページ。

○伊藤教育長 説明資料の最初のところの日程です。

○教育支援課長 説明いたします。まず、令和2年2月、教科用図書担当者会議というのは、市教委の教科書採択に係る担当者が集まる会議です。海老名市の採択の場合は単独採択ですので、海老名市の子供たちが使う教科書は海老名市教育委員会が定めるのですが、調査員というのを置いております。その調査員というのを近隣4市で合同で行っております。その合同の調査会を開くにあたって、海老名市教育委員会の事務担当としての担当者が集まる会議が2月にございました。4月、教科用図書採択資料作成委員会設置要綱及び調査員会の細案等についての検討、これは採択資料作成委員会、調査員会をどのように開催していくのかというのを検討いたしました。5月、第1回調査員会の開催、これは先ほど申し上げた4市の調査員が1回目の調査員会を開催いたします。つまり、教科書を調査

し始めるときでございます。第1回採択資料作成委員会の開催、これは採択資料作成委員会をここで開催し、教育委員会がその委員を委嘱していただいて、採択資料作成委員会の役割等の説明をさせていただくという会議でございます。6月、第2回調査委員会の開催、第3回調査委員会の開催、教科用図書展示会等が行われます。7月、第2回採択資料作成委員会の開催、これが7月末に行われる採択に係る定例教育委員会に上程する採択資料をここで審議するという場でございます。なお、この場には調査員が採択資料作成委員会へ調査研究の結果を報告し、その資料を教育委員の皆様へ提示してよいかというような審議が行われます。そして、令和3年度使用教科用図書採択決定というのが7月22日に行われる定例教育委員会ということでございます。8月、教科書が決まりましたら需要数の報告を行うという日程でございます。以上です。

○海野委員 市の採択資料作成委員会の開催で、海老名市としての報告書はいつごろ出る予定なのでしょうか。

○教育支援課長 7月3日になります。

○伊藤教育長 教育委員さん方にはいつ教科書がご自宅に届くのですか。

○教育支援課長 5月末でございます。段ボール4箱ぐらいございますが、順番にご覧になる場合であれば、1箱ずつお届けすることも可能でございます。

○伊藤教育長 それを基に、調査員という教職員がそれぞれ専門的調査をするのですが、皆さんは皆さんで個々に採択権者になりますので、自分なりに調査研究はしていただくこととなります。それで、3回ほど委員にはお集まりいただいて、合同の勉強会のようなものをやりながら進めていきたいと思っております。

○海野委員 今回、新型コロナウイルスのことがあって、中学校1年生は、また来年度から違う教科書に変わるとなると、今後の学期内で中学校1年生の教育課程を頑張って終わらせないと、中途半端なまま新しい教科書に取り組むということになってしまいますので、心配だなと思っております。教科書採択についてもそこらへんは観点として持つべきなのでしょうか。

○教育長 学習内容については学習指導要領に定められておりまして、教科書採択に当たって文部科学省の検定を合格している教科書は全てその内容を網羅しているものですので、教科書が変わってしまってもその点については大丈夫です。

○酒井委員 神奈川県令和3年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針の中の、資料でいうと83ページですが、英語科について小学校と関連した構成となるようにというふう

に書いてあるので、中学校の教科書採択にあたって、小学校の英語の教科書も参考に見させていただきます。

○教育長 小学校も教科化されていて、中学校の3年間だけだったのが、小学校も含めて5年間英語を教科として扱いますので。

○酒井委員 その小学校から中学校へ繋げていくということも大事になってくると思います。

○教育長 どの教科書会社もそのことは頭に入っていて、小学校での学習内容を踏まえた教科書の作りになっているだろうと思います。

○教育支援課長 小学校の教科書をお見せすることについての対応は可能でございます。

○酒井委員 よろしくお願ひします。

○教育長 教育委員の皆様は住所が公表されていますので、もしかしたら教科書会社が訪問したり、ポスティングされるようなことがあるかもしれません。ご家族の方も含めて、特段の対応等はなさらないようお願いいたします。

それではほかにご質問等も無いようですので、議案第26号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第26号を原案のとおり可決いたします。

---

○伊藤教育長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会5月臨時会を閉会いたします。